

北海道道州制特別区域計画の変更(骨子)についての意見募集結果

平成21年3月11日

北海道道州制特別区域計画の変更(骨子)について、道民意見提出手続により意見を募集したところ、1件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

北海道道州制特別区域計画の変更については、平成21年第1回北海道議会に提案し、ご審議を経て議決をいただくこととしております。

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>○ 北海道が実施する広域的施策の内容に「本道における水道水の安全と安定供給を確保すること」という趣旨の項目が追加された事により、今後、北海道の水道全般に関する安全と安定供給を確保するための各種施策の計画立案及びその実施が行われ、それらがより一層推進され早期に実現されるものと期待しております。</p> <p>広域自治体としての北海道が水道法に規定する従来の規模に係わらず道内水道事業体等の指導監督のすべてを行うということは、単に水道法の規定による監督権限を得るというだけでなく、北海道の水道事業等が抱える今日的課題について広域自治体としてよりの確に、また独自の基本方針を持って、強力に推進する事を意味すると考えます。</p> <p>特に面積が広く、簡易水道等を始めとする小規模な水道が多い北海道において、安全と安定供給を確保するために必須の施策である、いわゆる広域的な水道運営の将来像等について道内各地の自主性に任せるだけでなく、広域自治体である北海道の基本的な考え方をより明確に提起し、ある程度の期限を持って調整・推進する必要があると考えます。</p> <p>中でも給水水質の管理に関する技術的な事項は、もはや小規模水道が掌握できるレベルをはるかに超えており、水道水の安全・安心に対する道民の期待に答えるためにも、この分野だけでも早期に広域的で技術的背景が確立している立場の組織・機構等の構想及び設立等が求められると考えています。</p> <p>また、北海道も自治体としては財政基盤が苦しい状況であるとは思いますが、この点に関して、各地域の水道事業等の掌握を保健所機能の充実だけでは対応できない部分については、(社)日本水道協会を構成する道内の主要な水道事業体との協力・連携をより一層強化するなどの、水道の安全と安定供給の確保を実現するための組織体制の整備についても早急にご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>○ 道では、安全で良質な水道水を将来にわたって供給していくため、北海道における水道普及、整備等に係る基本的な考え方を示した「北海道水道行政推進要綱」を策定し、広域的な水道整備、水道水源の保全、事業経営の安定や災害に強い施設整備などの施策を推進してきたところです。</p> <p>ご意見の趣旨である広域的な水道運営の将来像や体制整備のあり方等については、今回の道州制特区による権限移譲を契機として、関係の皆様のご意見を伺いながら、道内水道事業者はもとより、日本水道協会などの関係団体との連携を一層強化するなどして、北海道の特性を踏まえた安全で信頼性の高い水道づくりを促進していきたいと考えています。</p>

※ 「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

区分	意見等の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

問い合わせ先
道州制グループ（担当 所、天野）
内線 23-320